

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

SHIZUOKAGAS CO., LTD

最終更新日：2016年4月7日

静岡ガス株式会社

取締役社長 戸野谷宏

問合せ先：コーポレートサービス部長 望月敏弘

証券コード：9543

<http://www.shizuokagas.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「地域社会の発展に寄与するため」という企業理念のもと、天然ガスの普及拡大を通じて、地域の発展と環境保全への貢献を進めている。当社はお客さまや社会、株主の信頼に応え、会社の持続的な成長と企業価値の増大を図るため、コーポレートガバナンスの充実に努めている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
第一生命保険株式会社	4,687,000	6.15
東京瓦斯株式会社	4,000,000	5.24
鈴与商事株式会社	3,491,500	4.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,865,000	3.76
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2,820,000	3.70
株式会社静岡銀行	2,682,215	3.52
株式会社フジドリームエアラインズ	2,543,000	3.34
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,406,200	3.15

NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	2,356,300	3.09
JFEエンジニアリング株式会社	2,336,000	3.06

支配株主（親会社を除く）の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

//経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名	
定款上の取締役の任期	1年	
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）	
取締役の人数 更新	10名	
社外取締役の選任状況	選任している	
社外取締役の人数	3名	
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名	

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松浦康男	他の会社の出身者								△			
山内静弘	他の会社の出身者								△			
野末寿一	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松浦康男	○	(株) 静岡銀行 特別顧問	当社の経営陣から著しいコントロールを受け、または当社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる関係にはなく、独立性を有しており、国内外及び地域の経済状況に精通し、その専門的見地と高い見識から当社の経営を監視していただくため。
山内静弘	○	----	当社の経営陣から著しいコントロールを受け、または当社の経営陣に対し著しいコントロールを及ぼしうる関係にはなく、独立性を有しており、国内外の経済状況に精通し、その専門的見地と高い見識から当社の経営を監視していただくため。
野末寿一	○	静岡のぞみ法律特許事務所 弁護士 (株) ミスミグループ本社 社外監査役 レック (株) 社外取締役 (監査等委員)	当社の経営陣から著しいコントロールを受け、または当社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる関係にはなく、独立性を有しており、弁護士としての専門的見地から当社の経営を監視していただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査室及び会計監査人は、定期的に監査実施状況や内部統制の整備・運用状況を報告し、また、必要に応じて随時意見交換を行うなど、相互の連携を高めている。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金井義邦	他の会社の出身者										△			
丸野孝一	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金井義邦	○	三菱商事（株） 顧問	当社の経営陣から著しいコントロールを受け、または当社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる関係にはなく、独立性を有しており、商社の経営者としての豊富な経験と高い見識から経営を監督していただくため。
丸野孝一	○	第一生命保険（株） 専務執行役員	当社の経営陣から著しいコントロールを受け、または当社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる関係にはなく、独立性を有しており、生命保険会社の業務執行者として培った豊富な経験と高い見識から経営を監督していただくため。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

- ・業績連動型報酬

取締役（社外取締役を除く）の報酬について、前事業年度における業績の達成度合いに応じ、翌事業年度の報酬額を決定する業績連動型報酬制を導入している。

- ・株式報酬型ストックオプション

取締役（社外取締役を除く）の中長期的な企業価値向上への動機付けを一層明確化し、株主の皆さまとの利益意識を共有することを目的として、株式報酬型ストックオプション制度を導入している。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

取締役への制度導入に加え、執行役員や完全子会社の取締役にも付与することにより、連結計画の達成へのインセンティブが働くような制度設計としている。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役9名に対し、193,871千円

(注)

- ・新株予約権に係る費用計上額 (6名 18,671千円) を含んでいる。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役との連絡・補佐等の業務は、コーポレートサービス部が行っている。また、必要に応じ、社外取締役または社外監査役に対し、代表取締役または担当執行役員から取締役会議案の事前説明や業務の状況等の報告を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会は、社外取締役3名を含む10名で構成されている。定例取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社の意思決定と職務執行状況の監督に加え、グループ全体の重要事項の意思決定を行っている。
- ・業務執行については、業務執行機能の強化を図るため執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した業務執行計画に基づき、各担当業務を執行している。またグループ会社全体の会議を四半期に1回開催し、グループ内の的確な意思決定と監視・監督機能の充実を図っている。
- ・経営のより一層の透明性を確保することを目的とした指名・報酬委員会 (委員3名のうち社外取締役1名) を設置し、取締役及び執行役員の選解任並びに報酬等に関する代表取締役からの諮問事項につき、審議することとしている。
- ・監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成されている。監査役は、監査計画に基づいて実施する監査や取締役会への出席に加え、業務執行に関する重要な会議への出席などにより、取締役の職務執行状況の監査を行っている。

- ・内部監査部門としては、代表取締役社長直属の組織として選任4名による監査室を設置し、当社及び連結子会社の業務について監査を実施している。内部監査の結果は、代表取締役社長、コーポレートサービス部長及び常勤監査役に報告され、必要に応じて当該部門の部門長に対し改善指示等の措置を取るとともに、改善状況を確保するためにフォロー監査を実施している。
- ・当社取締役の報酬額は、固定報酬並びに業績目標の達成度合いによって変動する業績連動報酬及びストックオプションによって構成されており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で取締役会にて決定している。なお、取締役会での決定に際し、報酬の客観性・透明性を確保すべく、上記の指名・報酬委員会にて審議することとしている。
- ・当社監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で監査役会にて決定している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役及び社外監査役の果たす機能・役割の重要性に鑑み、社外取締役3名、社外監査役2名を招聘し、客観性・透明性の高いガバナンス体制を採用・構築している。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3日以上前に発送
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の採用
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けプラットフォームの採用
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類の英文での提供
その他	自社ホームページ上での招集通知の掲載

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごと（2月、8月）に、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催 あり
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.shizuokagas.co.jp 掲載資料: 決算説明会資料、ほか
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレートサービス部 総務人事担当 企画部 財務・IR担当

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	静岡ガスグループ行動基準において、ステークホルダー（お客さま、お取引先、株主さま、行政機関、地域社会）との関係性について規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、「静岡ガス環境行動指針」を定め、ISO14001の認証維持、社内の省エネルギー推進や事業活動に伴う廃棄物の削減等に取り組んでいるほか、年1回の「環境報告書」の作成を行っている。また、CSR活動については、環境・エネルギー教育等の出張授業や、食育の推進等、企業理念に基づき積極的に取り組んでいる。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程等に基づき、経営上の重要事項について決定を行う。
- (2) 取締役は、取締役会規程に則り、会社の業務執行状況を取締役に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
- (3) 監査役は、法令及び監査役会規程に定める監査方針、監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査する。
- (4) 取締役を含む役員が法令、定款及び倫理等を遵守するための行動基準を制定するとともに、コンプライアンスに関する相談窓口を設置する。
- (5) 代表取締役社長もしくは代表取締役社長が指名するものを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスを推進し、その活動状況を取締役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、その職務の執行に係る重要な文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他の重要な情報を、文書取扱規程に従い保存し、取締役及び監査役が、必要な書類を随時入手できるよう管理する。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

- (1) 執行役員は、それぞれの業務に関連して発生する会社経営に及ぼす重要なリスクを管理する体制を整備する。
- (2) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、会社経営に影響を及ぼす可能性のある業務上のリスクをグループ横断で統括する。
- (3) 取締役執行役員は、重要なリスク管理の状況を取締役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会で承認された中期及び単年度の連結経営計画に基づき業務を遂行するとともに、経営計画の進捗状況を取締役に報告し、必要に応じて計画達成に向けた方策や計画の見直し等について審議する。
- (2) 取締役会規程に基づき重要案件を取締役に付議するとともに、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任する。
- (3) 執行役員制度を採用し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務執行の効率化を図るとともに、機動的で質の高い業務執行体制を構築する。
- (4) 組織規程に定められた業務分掌・職務権限・決裁手続等に従い、執行役員及び各組織内の責任者等が担当業務について適時・的確に意思決定する。
- (5) 執行役員等をメンバーとする経営会議を定時開催し、重要な業務執行の審議を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス規程に基づき当社のコンプライアンスの推進を図る。
- (2) コンプライアンスに関する相談窓口を設置し、コンプライアンスに関する潜在的なリスクを収集し、社内における自浄能力の強化を図る。
- (3) コンプライアンス委員会は、役員への教育・啓蒙を行い、コンプライアンスの徹底を図る。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社への取締役の派遣及び関係会社管理規程に基づき、子会社の全般的な経営管理を行う。
- (2) 当社常勤役員、執行役員及び子会社の経営責任者をメンバーとする会議を開催し、子会社の経営状況を確認し、子会社及び当社グループの経営課題やリスクを適正に管理する。
- (3) 当社の内部監査部門は子会社の監査を行う。

(4) 監査役及び会計監査人は重要な子会社を中心に子会社の監査を行う。

(5) 当社のコンプライアンス委員会は、子会社を含めたグループ全体のコンプライアンスの推進を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

(1) 監査役は、内部監査部門や執行部門の役職員と連携し、各部門の業務執行状況の確認及びその他監査役が必要と認める事項について補助を求めることができる。補助を求められた役職員は、当該補助の業務に関し監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会等の社内の重要な会議に出席し、重要な決定や報告を確認する。

(2) 監査役は、会議報告書等その他の重要な書類を随時閲覧することができ、稟議書は、全て常勤監査役に回覧する。

(3) 内部監査部門は、内部監査報告書を監査役に回覧するとともに、監査役の求めに応じて、監査役への状況報告や意見交換等を行い、監査役との密接な連携を保つ。

(4) 取締役は、職務の遂行に関して重大な不正行為、法令・定款に違反する行為または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役会に報告する。

(5) 監査役は、いつでも必要に応じ、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(6) 監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の半数以上は社外監査役とし、監査の透明性を担保する。

(2) 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人それぞれと定期的に意見交換を行う。

(3) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. 財務報告の適正性を確保するための体制

(1) 財務報告に係る内部統制システム管理規程を定め、当該規程に基づき財務報告に係る内部統制システムを適切に整備・運用し、適正な評価を行う。

(2) 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を定期的に評価し、その評価結果を取締役会に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を排除するための体制

(1) 当社は、地域社会への貢献を理念とする企業として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たず、また、反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針とする。また、本方針を静岡ガスグループ行動基準に規定し、全従業員に周知・徹底を図る。

(2) 本社に対応統括部署、また、本社及び各支社に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力及び団体からの不当要求に対応する体制を構築する。

(3) 対応統括部署及び不当要求防止責任者は、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携関係を構築し、定期的な情報の収集・管理を行うとともに、収集した情報は関係部門へ周知し、社内における情報の共有化及び注意喚起を行う。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は下記のとおりである。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社では、健全な資本市場の形成、維持のため、会社情報を適切かつ適時の開示が果たす役割を十分認識し、企業活動の透明性を高める事を目的に「情報公開規程」を定め、金融商品取引法等の関係法規、東京証券取引所の定める適時開示規則に則り、情報の適切な開示を行っている。

2. 適時開示に係る社内体制

当社が公開する情報は、その主たる受領者ごとに責任部門（公開推進部門）を定めている。

個々の情報は「情報管理責任者」として各部門長が管理しており、適時開示規則に定める重要な会社情報もしくはこれに準ずる情報は、情報管理責任者からコーポレートサービス部に報告される。

コーポレートサービス部では、当該情報について適時開示規則に基づく確認を行うとともに、情報取扱責任者（コーポレートサービス部長）および取締役社長に報告し、当該情報について開示の判断をする。開示が決定された場合は、コーポレートサービス部（総務人事担当、経理担当）または企画部（財務・IR担当）が速やかに適時開示手続を行うとともに、コーポレートサービス部（広報担当）が地元記者クラブを通じたりリリースおよびホームページでの公表を行う。

